

中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度		法人名			
連 結 年 度	・	法人名	()		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	2	円		
	取得価額の合計額 (別表六の二(八)付表「9」の合計)	3	円		
		税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4	円	
	法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5	円	
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6	円	
		法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	円	
	当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8	円		
	調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	9	円		
	当期分の特別控除額 (8) - (9)	10	円		
	繰越税額控除限度超過額 (38)の計)	11	円		
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12	円
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		13	円	
	個別帰属額基準額の残額 (13)又は(13) - (8)		14	円	
	法人税額基準額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15	円		
	当期繰越税額控除可能額 (11)と(15)のうち少ない金額)	16	円		
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$	17	円		
	当期繰越税額控除額 (16) - (17)	18	円		
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)	19	円		
各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「47の①」)	20	円		
	機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	21	円		
	繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	22	円		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	23	円		
	当 期	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	24	円	
		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	25	円	
	法 人 分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「35の②」)	26	円	
		当期分の特別控除額の合計額 (25) - (26)	27	円	
	前 期	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28	円	
		総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28) - (25)	29	円	
	繰越税額控除可能額の合計額	平 平 平 ・ 連 結 事 業 年 度 ・ (各連結法人の(39の①)の合計)	30	円	
平 平 平 ・ 連 結 事 業 年 度 ・ (各連結法人の(39の②)の合計)		31	円		
合 計	合 計	32	円		
繰越税額控除可能額の合計額	平 平 平 ・ 連 結 事 業 年 度 ・ (別表六の二(十三)「33の②」)	33	円		
	平 平 平 ・ 連 結 事 業 年 度 ・ (別表六の二(十三)「34の②」)	34	円		
合 計	合 計	35	円		
当期分の特別控除額の合計額 (32) - (35)	36	円			
法人税額の特別控除額の合計額 (27) + (36)	37	円			
連 結 事 業 年 度 又 是 事 業 年 度	前 期 繰 越 額 又 是 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 額 (38) - (39)		
平 平 平	38	39	40		
①	円	円	/		
②			外 円		
計		(16)			
当 期 分	(4)	(8)	外		
合 計					

【注意】

平成21年3月31日以前に開始する連結事業年度については、平成21年6月改正前の法人税法施行規則別表六の二(八)(旧別表六の二(八))を御使用ください。

別表六の二(八)

平二十一年・四・一以後開始連結事業年度分

別表六の二(八)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項又は第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
 - (3) 特定機械装置等又は特定機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る別表六の二(八)付表「差引改定取得価額9」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 4 「前期繰越分11～18」及び「28～36」の各欄は、前期以前において生じた特定機械装置等又は特定機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の11第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 5 「個別帰属額基準額の残額14」欄は、「3～10」の各欄の記載がある場合には、「(13)又は」を消し、「3～10」の各欄の記載がない場合には、「又は(13－(8))」を消してください。
- 6 いずれの連結法人についても、当期に、特定機械装置等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除を受ける場合には、「3～10」及び「24～27」の各欄は記載しません。
- 7 「機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額21」には、各連結法人のうち、取得等をした特定機械装置等を当期において事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 8 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額22」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 9 適用を受ける連結法人が、取得連結法人又は繰越連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「21」欄と「22」欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 10 「総調整前連結税額基準額の残額29」欄は、「24～27」の各欄の記載がある場合には、「(28)又は」を消し、「24～27」の各欄の記載がない場合には、「又は(28－(25))」を消してください。
- 11 「前期繰越額又は当期税額控除限度額38」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額40」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六(十一)の「翌期繰越額25」）の金額を記載します。
- 12 「翌期繰越額40」の各欄の外書には、措置法第68条の15の2（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。